

改正ガス事業法及び熱供給事業法の 施行状況等にかかる検証について

2020年7月28日

資源エネルギー庁

電気事業法等の一部を改正する等の法律における検証規定（ガス事業法関係）

- 2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）において、改正法第五条（小売市場の全面自由化）及び第六条（導管部門の法的分離）の規定による改正後のガス事業法の施行状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況及びガスの需給の状況、小売料金の水準等のガス事業を取り巻く状況に関する検証規定が設けられている。
- また、改正法において、導管部門の法的分離にあたってはLNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとされているところ、法的分離に際してこれらの点にかかる支障が生じないか、あわせて検証することとする。
- 本日はまず検証のスケジュール、検証項目、進め方についてご議論をいただきたい。

<電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）>

附則

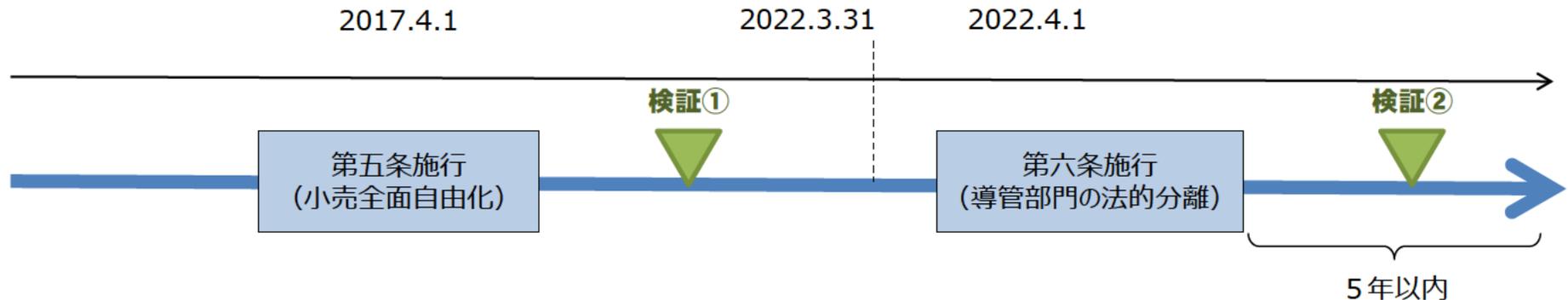
第七十五条 政府は、第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金の水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第六条の規定による改正後のガス事業法の施行に当たっては、液化天然ガスの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。

検証のスケジュール

- 改正法上検証の始期や期日は規定されていないが、電気事業法の施行状況等の検証の例を参考にしつつ、**第五条の施行状況等の検証を法第六条の施行までに完了**させるとともに、必要があると認めるときはその結果に基づいて法的分離が実施されるまでの間に必要な措置を講ずるものとしてはどうか。
- また、第六条の規定の施行後にもその施行状況等について検証を実施する必要があるところ、電気事業法の施行状況等の検証の例を参考に、**第六条の規定の施行後5年以内**に実施することとしてはどうか。

検証スケジュール（案）



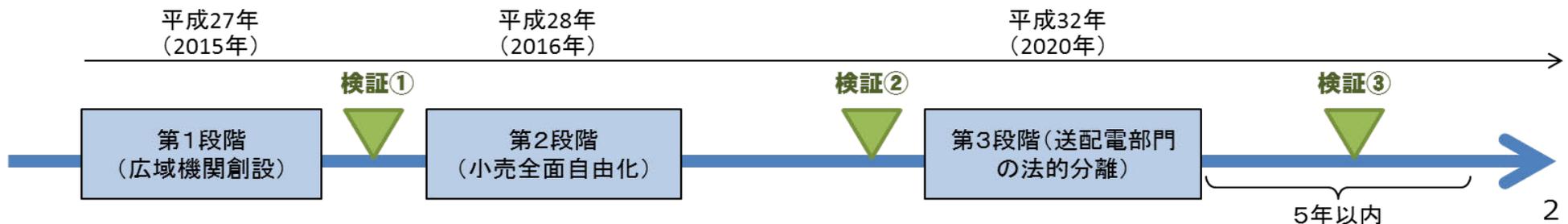
第3弾改正法における検証規定

- 2015年に成立した第3弾の改正電気事業法においては、検証規定が設けられている。
- 具体的には、①第2段階の施行前、②第3段階の施行前、③第3段階の施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、競争条件や資金調達等の観点から必要な措置を講ずる旨を規定している。

電気事業法に係る検証規定の概要

附則第74条 政府は、電気事業制度改革の段階的な実施を踏まえ、第2弾改正法の施行前、第3弾改正法の施行前、第3弾改正法の施行後5年内のそれぞれの時期において、改正法の施行の状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準その他の電気事業を取り巻く状況について検証を行うものとする。

2 政府は、前項の検証の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って電気事業者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合における競争条件改善措置、電気事業者間の適正な競争関係を確保するための措置、安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



検証項目、進め方

- 主な検証項目としては以下のようなものが考えられるが、具体的な検証を進めるに当たっては、委員の皆様をはじめ関係者からのご意見をいただくこととしたい。
- 詳細な検証は自由化後のガス事業制度の在り方について専門的な見地から検討を行っている「ガス事業制度検討ワーキンググループ」にて行い、検証結果を本小委員会に報告する形としてはどうか。

検証項目（案）

1. 改正法の施行の状況

- －小売全面自由化後の競争の状況 等

2. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

- －利用形態の多角化及び天然ガス利用の促進の状況
- －改革と整合性を取って進める必要のある政策措置の検討 等

3. 需給状況

- －足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策 等

4. 小売料金の水準

- －ガス小売料金の推移 等

5. その他のガス事業を取り巻く状況

- －法的分離に向けた各種ルールの整備状況（行為規制等）
- －法的分離に向けた一般ガス導管事業者各社における対応状況（システム対応等） 等

6. 法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策

- －法的分離後のLNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に関する見通し 等

電気事業法等の一部を改正する等の法律における検証規定（熱供給事業法関係）

- 熱供給事業法についても、改正法の附則において検証規定が設けられている。
- エネルギー基本計画の記載も踏まえ、主な検証項目としては以下のようなものが考えられるが、具体的な検証を進めるに当たっては、委員の皆様をはじめ関係者からのご意見をいただくこととしたい。
- 改正法に基づく改正後の熱供給事業法の施行の状況についての検証も、ガス事業法の施行状況等にかかる検証と一体的に行う観点から、詳細な検証は「ガス事業制度検討ワーキンググループ」にて行い、検証結果を本小委員会に報告する形としてはどうか。

<電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）>

附則

第七十六条 政府は、第七条の規定による改正後の熱供給事業法の施行の状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

検証項目（案）

1. 改正法の施行の状況

- －地産地消型でのエネルギーの面的利用の推進状況
- －バイオマスや太陽熱、未利用熱などの再生可能エネルギー熱の有効活用状況 等

検証の進め方

- 今後、本委員会においては、前回に引き続き、第3段階の施行前の検証について、有識者の知見をいただくこととしたい。
- 主な検証項目としては、以下のようなものが考えられるところ、今後の検証の進め方について、御議論をいただきたい。

想定される主な検証項目

1. 改正法の施行の状況
 - － 広域機関の活動状況
 - － 全面自由化後の競争の状況・卸市場の活性化の状況 等
2. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
 - － 改革後の電力システムを支える各種インフラの整備
 - － 改革と整合性を取って進める必要のある政策措置の検討 等
3. 需給状況
 - － 足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策 等
4. 料金水準
 - － 小売電気料金の推移 等
5. その他の電気事業を取り巻く状況
 - － 法的分離に向けた各種ルールの整備状況(行為規制等)
 - － 法的分離に向けた旧一般電気事業者各社における対応状況(システム対応等) 等

(参考) 電力・ガス基本政策小委員会における審議の状況

- 総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会においては、2018年9月に議論を開始し、本日を含め、合計7回にわたり議論を実施。

(2018年)

- 9月18日 (第11回) : 検証の進め方
- 11月 8日 (第12回) : 法的分離に向けた事業者の対応状況
- 12月19日 (第14回) : 小売電気料金の推移

(2019年)

- 2月 4日 (第15回) : 日本卸電力取引所 (JEPX) の活動状況
- 3月27日 (第16回) : 電力広域的運営推進機関の活動状況、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
- 4月26日 (第17回) : 足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策、法的分離に向けた各種ルールの整備状況 (行為規制等)
- 5月28日 (第18回) : とりまとめ

(参考) エネルギー基本計画 (平成30年7月) 抜粋 1/2

7. エネルギーシステム改革の推進

(略)

(1) 電力システム改革の推進

(略)

(2) ガスシステム改革の推進

ガスシステム改革については、電力システム改革と相まって、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、小売の全面自由化、LNG基地の在り方も含めた天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進や簡易ガス事業制度の在り方などの改革を実施するため、ガス事業法を改正し、2017年4月1日からガスの小売全面自由化などを実施した。その結果、新規参入が拡大し、新たなサービスや料金メニューが出現するなど一定の成果が出ている（新規参入者のガス販売量シェアは約8%から約11%に増加（2017年4月～12月）、小売事業者の登録数は54社となり、このうち、新たに一般家庭へ供給を予定しているのは18社（2018年4月）、また、他社スイッチング件数は約6万件から約84万件に増加（2017年3月～2018年3月）など）。今後は、より競争的な市場環境を整備していくとともに、2022年4月1日に予定される大手ガス事業者の導管部門の法的分離を着実に実施する。

また、小売全面自由化後、ガス、石油、電力の異業種間での連携、地域を超えた新規参入の動きが出てきており、さらには、新規参入者に対し、ガスの卸や保安業務などのガス事業への新規参入に必要なサービスを提供する事業者の動きなども出てきていることから、ガスシステム改革は着実にその実現に向けて進展している。

ガスシステム改革の推進に当たっては、利用形態の多角化を促進することが重要な鍵となり、加えて、クリーンな天然ガス利用を促進することが、脱炭素化を実現するまでの主力エネルギー源として重要な方向性であり、総合的・戦略的な対応が今まで以上に求められる。

例えば、高効率なLNG火力発電所、環境調和性に優れたボイラー、エネルギー効率に優れた工業炉や熱電併給により高い省エネルギーを実現する天然ガスコージェネレーション、系統電力需給ピークを緩和するガス空調や船舶等輸送分野での燃料利用の拡大、さらに、燃料電池への水素供給のための原料としての役割も期待される。

特に、現在、船舶分野におけるLNGの主燃料化に向けた動きが着実に前進している。こうした新たな需要への政策的対応や、2016年策定の「今後の天然ガスパイプライン整備に関する指針」を踏まえた天然ガスパイプラインの整備等のガス利用を支えるインフラの整備を進めていくことも重要である。

また、ガス小売全面自由化の進捗状況も踏まえ、ガスがより低廉に供給されるよう、LNG基地の第三者利用の推進などガス取引の活性化に向けた施策や原料調達の高効率化のための取組についても検討していく。さらに、パリ協定も踏まえた将来的なガスの脱炭素化に向けた水素関連等の技術開発を進めて行くことも重要である。

(参考) エネルギー基本計画 (平成30年7月) 抜粋 2/2

(3) 効率的な熱供給の推進

熱の有効利用に対する関心が高まる中、熱導管を面的に敷設して行う地域型の熱供給、都市再開発事業などに伴いビル単位での事業や生活機能の確保も意識した地点型の熱電一体供給など、冷温熱を供給するサービスの形態も多様化してきている。

こうした状況を踏まえ、熱電一体供給も含めたエネルギー供給の効率的実施の推進を目的として、電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給システム改革実施のため熱供給事業法を改正し、2016年4月1日から料金規制の原則撤廃等を実施した。

こうした中、エネルギーの低炭素化に向けては、熱をより有効に活用することや熱自体の供給源を低炭素化することに対する関心が高まっている。主に高温域を占める産業用に関しては、製造プロセス技術開発、省エネルギー設備の導入促進、コージェネレーションの利用や廃熱のカスケード利用促進を行うことが重要である。また、主に低温域を占める民生用に関しては、まずは省エネルギー住宅・ビルの普及により熱需要自体の削減を図るとともに、エネファームやヒートポンプなどの省エネルギー機器の普及を促進することが重要である。これらに加えて、引き続き省エネ法による規制を通じて熱の効率的な利用を促進する。

また、熱供給事業に関するシステム改革により熱電一体型の熱供給を行うための環境整備が進んだことを踏まえ、コージェネレーションや廃熱などのエネルギーを一定の地域で面的に利用する、地産地消型でのエネルギーの面的利用を推進する。さらに、バイオマスや太陽熱、未利用熱などの再生可能エネルギー熱の有効活用を図る。